オンライン授業実施に伴う PC 等の機器購入費の補助に係る Q&A

(2020年5月11日時点のものであり、今後の状況により更新の可能性があります。)

【返還の有無について】

- Q. 今回の PC 等の購入費補助は返還の必要があるか。
- A.本制度は PC 等の購入に係る費用の全部または一部を給付するものですので、返還の必要はありません。

【補助金の額について】

- Q. 3 万 8 千円の PC を購入した場合は全額補助してもらえるのか。また、3 万 8 千円の PC と 2 万円のプリンターを購入(計 5 万 8 千円)した場合は4 万円を上限として補助してもらえるということでよいか。
- A.質問のケースのように、4万円を超えない支出となった場合はその全額を補助し、4万円 を超える支出となった場合は4万円を上限として補助します。

【申請の条件について】

- |Q.申請にあたって、保証人の年収や自宅通学か自宅外通学かといった基準があるか。
- A.本制度の申請条件は、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、大学がとった措置 (学内への入構制限やオンライン授業の導入)によって PC 等の機器を購入したこととなり ますので、申請者の経済状況や生活環境といった条件は特に設けていません。

【補助対象経費の範囲について】

- Q. オンラインによるメディア授業実施に向けて iPad を購入し、そちらを活用しているが 購入費補助の対象になるか。
- A.対象となります。iPad 以外のタブレット端末やスマートフォン等を購入した場合も対象となります。また、Wi-Fi モバイルルータ等の付属品も対象となります。
- Q. PC の購入と併せて、プリンターやマウス、キーボード等の周辺機器を購入したいと考えているが、購入費補助の対象になるか。
- A.対象となります。また、プリンターに使用するインクカートリッジや印刷用紙等の消耗品も対象となります。ただし、印刷用紙、予備のインクカートリッジのみ大量に購入している場合や使途が不明な消耗品については内容を確認させてもらう場合があります。
- Q. PC の購入と併せて、ヘッドホンやイヤホンを購入したいと考えているが、購入費補助の対象になるか。
- A.対象となります。また Web カメラやマイク、スピーカー等の付属品も対象となります。

- Q. ソフトウェアのみの購入も対象となるか。
- A. 対象となります。ただし、Microsoft Office については Microsoft 社と教育機関向け総合契約を結んでいるため、本学の学生は在籍期間中、無料で個人の PC 等にインストールして利用することが可能です。なお、インストールの方法等は以下のアドレスをご参照ください。

【情報処理センターHP】

https://w3.seinan-gu.ac.jp/SAINS/oshirase/o365svc-start.html

【申請期限について】

- Q. 申請の期限は「対面授業が再開される日まで」となっているが、仮に対面授業の再開が 予定より早まった場合や領収書の到着が対面授業の再開より遅くなった場合でも対応し てもらえるのか。
- A.申請の受付は「PC 等の機器を購入(発注)した日」を基準としますので、対面授業が再開されるまでに購入(発注)していれば本制度の対象となります。

【補助金の振込日について】

- Q.申請から補助金の振込みまでどのくらいの日数を要するのか。
- A.現在のところ申請を受理後、2週間から1ヵ月前後(土日、祝日を除く)の日数を要しています。急を要する等、特別の事情がある場合は、別途学生課までご相談ください。

【申請に必要な書類について】

- Q. 支払いを証明する書類(領収書やクレジットカードの明細書等)の宛名が空白になっているがどのようにすればよいか。
- A.ご自身の氏名をご記入ください。なお、支払いを証明する書類は後日、大学に原本を提出していただく必要がありますので、それまで大切に保管しておいてください。
- Q. 支払いを証明する書類(領収書やクレジットカードの明細書等)は親の名前でもよいか。 A.かまいません。その場合は支払った人との続柄を記載してください。
- Q. PC を通信販売で購入したため、支払いを証明する書類(領収書やクレジットカードの明細書等)。が出せないと言われた場合、どのようにすればよいか。
- A.会計処理の規則上、支払いを証明する書類(領収書やクレジットカードの明細書等)は、必ず必要になりますので、それがご準備いただけない場合は残念ながら申請はできません。